

外国証券取引口座約款 該当箇所の新旧対照表

(下線部分改定)

頁	新	旧	備考
1	<p>第1章 総則 (中略)</p> <p>第2章 外国証券の国内委託取引 (中略)</p>	<p>第1章 総則 (中略)</p> <p>第2章 外国証券の国内委託取引 (中略)</p>	
2	<p>第6条 <u>寄託証券等が当該取引所において上場廃止となり、上場廃止後に決済会社での取扱いが終了する場合、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、若しくは当社の指定する口座に振り替え、又は当該寄託証券等の券面での交付を行う場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、当社は、当該寄託証券等を当社の任意の条件でお客様の計算により売却することができるものとします。当該寄託証券等の売却は、原則として当該取引所の売買最終日に行うものとします。</u></p> <p><u>3 前2項に基づき寄託証券等を振替、交付又は売却等の手続きを行う際は、当該手続きに要した費用をお客様から徴求する場合があります。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までにお客様から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、お客様の同意があったものとして取り扱います。</u></p>	<p>第6条 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までにお客様から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、お客様の同意があったものとして取り扱います。</p> <p>(記載なし)</p> <p>(記載なし)</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

頁	新	旧	備考
8	<p>(中略)</p> <p>第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い</p> <p>(中略)</p> <p>第15条 (外国証券の保管、権利及び名義)</p> <p>(中略)</p> <p>(8) お客様が権利を有する外国証券につき、<u>前各号に定める取扱いをするにあたり、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、お客様は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(10)外国証券が我が国以外の金融商品市場において上場廃止となる場合、当社は、当該外国証券を当社の任意の条件でお客様の計算により売却することができるものとします。当該外国証券の売却は、原則として当該外国証券が上場廃止となる金融商品市場の売買最終日に行うものとします。</u></p> <p><u>(11) お客様は前3号に定める保管替え及び返還並びに売却等の手続を行う際は、当該手続に要した費用をお客様から徴求する場合があります。</u></p> <p><u>(12) お客様が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の</u></p>	<p>(中略)</p> <p>第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い</p> <p>(中略)</p> <p>第15条 (外国証券の保管、権利及び名義)</p> <p>(中略)</p> <p>(8) お客様が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、お客様は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(記載なし)</p> <p>(10) お客様は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。</p> <p>(11) お客様が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合に</p>	<p></p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>項番の変更</p>

頁	新	旧	備考
	<p>当該抹消に係る残高を抹消するとともに、原則として当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">(2023年2月20日)</p>	<p>は、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、原則として当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">(2022年12月16日)</p>	<p>改版年月日の変更</p>

以上